

札幌市中央区第2介護予防支援事業所（札幌市中央区第2地域包括支援センター） 運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人札幌慈啓会が開設する札幌市中央区第2介護予防支援事業所（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を含め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能の限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村他の包括支援センター、介護予防センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条

- 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ①名 称 札幌市中央区第2介護予防支援事業所
②所在地 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号
(慈啓会指定介護老人福祉施設南館)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤・社会福祉士と兼務）

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

② 担当職員

保健師 2名（常勤・兼務）

社会福祉士 6名（うち5名常勤・兼務、1名介護予防支援事業所専従）

主任介護支援専門員 5名（うち2名常勤・兼務、3名介護予防支援事業所専従）

介護支援専門員 1名（常勤・専従）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

③ 事務職員 1名（常勤・兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

土日祝祭日、12月30日～1月3日までは休業。

② 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条

指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供了場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施。

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内または利用者の自宅とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所または利用者の自宅とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、専門的見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④担当職員による居宅訪問頻度等

- 1) 提供開始月
- 2) 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
- 3) サービスの評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤モニタリングの結果記録 少なくとも1ヵ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、札幌市中央区宮の森・円山・南円山とする。

(事故発生時の対応)

第8条

担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告をする。

(虐待の防止等)

第9条

センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生や再発を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修 年1回
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切且つ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は札幌市、社会福祉法人札幌慈啓会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。